

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成14年6月17日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（電磁的方法による情報提供）</u></p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち保振サイトと称するものであって、会社及び参加者が、電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第4条 機構は、第2条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合は、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>（1）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票（光学式文字読取装置の伝票を含む。）による入出力</p> <p>（2）第2条第1項第4号に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知</p> <p>2 前項の場合は、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により会社及び参加者に通知する。</p>	<p><u>（情報の提供方法）</u></p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p> <p><u>（保振サイトを利用した情報提供）</u></p> <p>第3条 規程第6条第2項に規定する規則で定めるものは、株式会社東京証券取引所が運用する電子情報処理組織のうち東証WANと称するものであって、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者が保振サイトと称する記録に電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p> <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第4条 機構は、前2条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合は、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>（1）第2条第1項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票（光学式文字読取装置の伝票を含む。）による入出力</p> <p>（2）前条に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知</p> <p>2 前項の場合は、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。</p>

新	旧
<p>(届出事項)</p> <p>第10条 規程第19条に規定する規則で定める参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機構との間の保管振替業に係る業務を、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法により処理する場合は、同項第1号から第3号までにより処理する業務の内容</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第10条 規程第19条に規定する規則で定める参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機構との間の保管振替業に係る業務を、第2条第1項各号に掲げる方法により処理する場合は、同項各号により処理する業務の内容</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

以 上